

で、安保法制が制定された背景、またそれに基づいて憲法九条を改正することは考へない、これが私たちの立場ではないかというようなことについて具体的に御説明をくださいました。

ところが、御案内のとおり安倍総理は、五月三日の、憲法九条に新三項を追加すべきだ、自衛隊の存在を明記すべきだという旨の読売新聞のインタビュー、また改憲派の集会におけるビデオメッセージの発言については、自民党総裁の発言であるので読売新聞を読んでくれと衆議院で言い放つた。暴言、議会政治を否定する暴言だと思いますが、言い放っているところです」とあります。

同じ内閣の同じ閣僚でございますので国会に対する説明責任の考え方は一致しないといけないと思ふんですけども、岸田大臣は、宏池会の会長としての九条についてのお考え方をこの外交防衛委員会で見る御説明いただいたお立場として、安倍総理の自民党総裁としての発言は、国会の委員会では答弁はしないという姿勢は、国会及び国民に対する説明責任において誤った、かつ不合理な理屈の立たない主張であると、そのような理解されるということでしょうか。

○國務大臣(岸田文雄君) 先ほどの答弁の冒頭で申し上げたように、憲法の改正につきましては、憲法審査会の場において各党会派によつて議論を行ふという承知をしております。これは総理も同様の発言をされております。そして、私としても外務大臣としての発言は控えさせていただく、これを申し上げさせていただきました。そして、その上で、御質問が宏池会の会長としての発言についての御指摘だったので、それについてお答えをしたわけであります。

藤田委員がお配りされた資料、岸田大臣と稲田大臣の発言の九条に関する資料をちょっと使わせていただきたいと思います。岸田大臣は先ほど宏池会の会長としての、二〇一五年十月五日の宏池会研修会における宏池会会长としての九条についての考え方をお答えしますとおつしやつた上

○小西洋之君 安倍総理は読売新聞のインタビューがあるから国会で答弁しなくていいと、説明はしなくていいと、そういう趣旨で今御答弁いただいたんでしようか。

岸田大臣は宏池会会长としての発言をこの国会の場で国民、国会に對して御説明くださいました。安倍総理は自民党総裁としての発言を国会の委員会の場で答弁しないことは許される、説明責任という観点において許されるのか、議会政治における説明責任という観点で許されるのかという点です。また、読売新聞を読めという発言は不適切な発言とは考へないとお考へなのか。その二点について結論だけ簡潔に答弁ください。

○國務大臣(岸田文雄君) 総裁としての発言について総理として説明をされたものであると思います。私も宏池会会长としての発言について説明をした次第であります。

○小西洋之君 いや、じゃなくて、御案内のとおり、総理は自民党総裁としての発言は国会では説明しないと、読売新聞を熟読しようと民進党の議員に対して言い放つてあるわけだございます。そのはずです。岸田大臣は宏池会会长としての九条の考え方の発言を御説明されるのに、安倍総理は総理大臣として自民党総裁の九条についての考え方の発言を説明しない。これは、国民への説明責任、議会政治、議院内閣制における内閣の説明責任として許されないことであるというお考へでよろしいですか。

○國務大臣(岸田文雄君) 総理は総裁としての発言について御指摘のような発言をされました。私は質問受けて、この指摘、資料に示された発言が変わつてないのかという質問に対しても変わつてないということを申し上げました。その前提で、この発言について少し説明を加えたのは事実であります。これは私自身、これは質問に対して的確に答えたものであると認識をしておりました。これは国会の答弁の中でも必要最小限質問に答えたものであると考えています。

○小西洋之君 まさに岸田大臣は、宏池会の研修

会での会長としての御発言について、今も変わつてないことが、そしてその当時の発言の趣旨も含めて丁寧に答弁をいただいたと思います。

もう簡潔にお答えください。岸田大臣は同じ閣僚の立場として、安倍総理の自民党総裁としての九条の考え方の発言については、インタビューなどについては国会では説明しないと、そういう考え方には不適切だとお考えになりませんか。

○国務大臣(岸田文雄君) 総理は総理のお立場で総理の考え方で発言をされています。私も私の考え方で受けた質問に対してお答えをしています。それぞれ国会において質問を受けて誠実に答えていると考えます。

○小西洋之君 じゃ、総理の読売新聞を熟読しろという答弁は不適切ではないと、国会の議論、総理の答弁としては不適切ではないということでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の御発言については、総理のお考えに基づいて総理として適切に答える、答えるようにする中での発言であると思っています。

○小西洋之君 委員長にお願いしたいんです。政府の統一見解を求めてみたいと思います。

岸田大臣は、宏池会会長としての国会議員、また自民党の政治家としての発言、九条の考え方について、その背景、理由についてある答弁をいたしました。片や安倍総理大臣は、自民党総裁としての九条に関する考え方について、自民党総裁としての発言なので総理としては国会では答弁しないということを言つております。

この二つは矛盾していると考えますけれども、議院内閣制における内閣の国会に対する連帶責任、また議院内閣制、また議会政治における内閣の国会、国民に対する説明責任といった民主制の根幹に觸れる観点も踏まえて、それらの観点を踏まえた上で、これらの説明が矛盾していると考えますけれども、それが矛盾していないのであれば、その理由について政府の統一見解をこの委員会に提出することを求めます。

「月日入目を見習つていたがまといふと思ひますけれども。

では、また重ねて伺いますけれども、安倍總理は九条一項、二項を存置したままで新三項を書いたて、そこに自衛隊の存在を明記するという九条三項の改憲論を主張されておりますけれども、ところが岸田大臣は、九条二項は現実に全く合わなくなっていて、かつ九条二項は立憲主義を空洞化するというふうに……（発言する者あり）岸田大臣は、失礼しました、おっしゃつてはいるわけでござりますけれども、そうすると、稻田大臣は安倍總理の九条三項、新三項を加えるといふ憲法改正の御主張は立憲主義を空洞化する九条二項を存置しますから立憲主義を空洞化する改正案であると、考え方であると、そのように理解しているということによろしいでしょうか。

○國務大臣（稻田朋美君） 憲法改正に関しても、様々な意見を国権の最高機関であるところの国会の憲法審査会において御議論いたぐものであつて、政府の一員である私から何かコメントすることは差し控えたいというふうに思つております。た次の機会に譲らせていただきまして、では、別の質問をさせていただだきます。

○小西洋之君 全く答弁くださいませんので、ま

アメリカ軍、空母力ール・ビンソンなどと自衛隊の共同訓練の質問を伺わせていただきます。
お手元に資料を配付させていただいておりますけれども、アメリカ海軍のホームページの写真を掲載した朝日新聞の記事を配らせていただいております。

横畠長官に伺いますが、空母カール・ビンソンは、トランプ大統領の無敵艦隊を派遣する、またハリス太平洋軍司令官の北朝鮮を、攻撃圏内にある等々の発言の下に派遣されている空母打撃群の主軸でございます。この写真のとおり、我が国の自衛隊の護衛艦が共同訓練をしておりますけれども、私は、空母カール・ビンソン打撃群はまさにアメリカが北朝鮮に対する武力の威嚇、これ国連憲章でも禁止されておりますけれども、武力の威

威嚇を現に行つていて、その武力の威嚇を行つてゐる軍隊と共同訓練を行うことは、北朝鮮あるいは国際社会から見て、我が國は武力の威嚇を行つてゐるというふうに解されるしかない。

私は、北朝鮮が行つてゐることは国際法違反であり、北朝鮮をもうあらゆる手段を講じて、国際法に合致する限りのあらゆる手段を講じて彼らの核やミサイルの開発を止めなければいけないといふふうにずっと主張をしておりまし思つておりますけれども、ただ、このカール・ビンソンと自衛隊の共同訓練は、憲法九条一項で禁止している武力の威嚇をもつて国際紛争を解決する手段とするに違反する、違憲であると考えますが、いかがでしょうか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 当局としてお尋ねを現に行つていて、その武力の威嚇を行つてゐる軍隊と共同訓練を行うことは、北朝鮮あるいは国際社会から見て、我が國は武力の威嚇を行つてゐるというふうに解されるしかない。

私は、北朝鮮が行つてゐることは国際法違反であり、北朝鮮をもうあらゆる手段を講じて、国際法に合致する限りのあらゆる手段を講じて彼らの核やミサイルの開発を止めなければいけないといふふうにずっと主張をしておりまし思つておりますけれども、ただ、このカール・ビンソンと自衛隊の共同訓練は、憲法九条一項で禁止している武力の威嚇をもつて国際紛争を解決する手段とするに違反する、違憲であると考えますが、いかがでしょうか。

○小西洋之君 行う共同訓練は、我が国として武力の威嚇を行つてしまつていることになるんぢやないんでしようか。論理的にお答えください。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 今のお答えは、今回の共同訓練についてのお答えは先ほどお答えましたとおりでございます。

○小西洋之君 いや、答弁になつていないので、法制局長官なんですから、名のる以上は、長官の名のる以上は、論理的にお答えください。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 繰り返しになりますが、前提としての事実認識が恐らく食い違つていると思いますので、お尋ねの共同訓練についての憲法上の評価につきましては先ほどお答えいたとおりでございます。

するとの意思、態度を示すことにより、相手国を威嚇することをいうものと認識をしております。その上で、武力による威嚇は、国連憲章第二条四において、全ての加盟国はこれを慎まなければならぬとされ、国際法上違法とされており、このような国際法上違法な武力による威嚇を行ふ他の軍隊と我が國が共同訓練を行うということはおよそありません。今回の日米共同訓練も、海上自衛隊の戦術技能の向上及び米海軍との連携強化を図ることを目的として実施しており、このことは、日米間で訓練の目的は一致をいたしております。

したがつて、憲法により禁止されているところの武力による威嚇に当たることはあり得ないということです。

○小西洋之君 何の答弁にもなつていませんけれども。ちよつと政府としての統一見解を求めたいと思います。

先ほどの、我が国の武力の威嚇という理解でよろしくお尋ねですが、去る八月二十二日、こつては

るとしてすので、法務大臣長官説み上りたあの言葉の意味に照らして、この度の空母カーラル・ビンソン打撃群の派遣がなぜ武力の威嚇にならないのか、アメリカから北朝鮮に対する武力の威嚇にならないのか、政府として考えるのかについては結構ですから、政府の統一見解をこの委員会に提出を求めます。

○委員長(宇都隆史君) ちょっと質問でお願ひいたします。
拳手を挙げていたので、よろしいですか。

○小西洋之君 いや、簡潔に。
○政府参考人（森健良君） 国際法上の評価といふことで御答弁申し上げますけれども、国連憲章第

二条四項により禁止される武力による威嚇とは、一般に、現実にはまだ武力を行使しないが、自国の主張、要求を入れなければ国際法上違法な武力行使を行うとの意思、態度を示すことにより、相手国を威嚇することをいうと考えております。

その上で、本件について申し上げますと、日米安保体制を中心とする日米同盟はアジア・太平洋の

平和と繁栄の礎であり、日米安保体制の円滑な運用を確保する上で、日米間では様々な機会を通じて緊密な連携を確認しております。そして、四月二十八日の日米韓外相会合や累次の日米首脳電話会談においても、米国に対しても我が国としての考え方を伝え、政策のすり合わせを行つてきており、我が国として、米国が違法な武力行使を行う意思、態度を示しているとは承知しておりません。

したがいまして、今般の米空母カール・ビンソンの派遣は、国際法上違法な武力による威嚇に当たるとは考えていないこと、こういうことでござります。

○小西洋之君 武力の威嚇と政府として考えない理由を聞いていたのに、あなた、結論を述べているだけじゃないですか、あなたは、非常にもう国会を侮辱するどんでもない答弁だと抗議させていただきます。

では、改めて政府統一見解を求めますが、今政府から説明のあつた、政府が考えるところの国際法上の武力の威嚇の定義、また、先ほど法制局長官が答弁したところの我が国の九条の解釈における定義、もうそれそれを踏まえて、なぜ空母カール・ビンソン打撃群の派遣が武力の威嚇に当たらないと、アメリカの北朝鮮に対する武力の威嚇に当たらないと政府として考えるかの統一見解をこの委員会に求めます。

○委員長(宇都隆史君) 小西君に申し上げます。

質問の機会はありますし、また、質問主意書等もあるので、理事会で確認をしなければどうしても出でこないものは理事会にかけていただきよろしいですが、質問の中で解決できるだけしていただきたいと思います。

○小西洋之君 では、委員長にお願いですざいま

すけれども、稻田大臣も、また政府、今の北米局長も、なぜ武力の威嚇に当たらないのかという理由は二回にわたって示されませんでした。もし示されたといふうに御理解されている方がいるんだつたら御説明ください。示されませんでした。

結論だけを述べているだけです。

平和と繁栄の礎であり、日米安保体制の円滑な運用を確保する上で、日米間では様々な機会を通じて緊密な連携を確認しております。そして、四月二十八日の日米韓外相会合や累次の日米首脳電話会談においても、我が国としての考え方を伝え、政策のすり合わせを行つてきており、我が国として、米国が違法な武力行使を行う意思、態度を示しているとは承知しておりません。

したがいまして、今般の米空母カール・ビンソ

ンの派遣は、国際法上違法な武力による威嚇に当たるとは考えていないこと、こういうことでござります。

○委員長(宇都隆史君) 小西君に申し上げます。

させていただいたします。

○委員長(宇都隆史君) 小西君に申し上げます

が、委員会として聞いていて、正確な答弁はして

いると思います。見解の一一致はあると思いますけ

れども。(発言する者あり)

一度お止めください。

【速記中止】

○委員長(宇都隆史君) 速記を起こしてください

さい。

○小西洋之君 政府に伺います。

この度の空母打撃群の派遣における実際の対応

を踏まえて、なぜ空母打撃群のこの派遣が国際法

及び我が国の九条解釈における武力の威嚇には該

当しないのか、対応として具体的に理由をもつ

て御説明いただけますでしょうか。済みません、

打撃群のその派遣の対応、それは当然、先ほど申

し上げましたトランプ大統領などの発言も含まれ

ます。理由をもつて御説明いただけますでしょ

うか。

○國務大臣(稻田朋美君) 先ほど申し上げまし

たように、今回の空母カール・ビンソンとの共同

訓練、これは海上自衛隊の技量の向上及び米海軍

との連携強化を図ることを目的として実施をして

おり、この目的について日米間で一致をしており

ます。

○國務大臣(稻田朋美君) 先ほど申し上げまし

たように、今回の空母カール・ビンソンとの共同

訓練、これは海上自衛隊の技量の向上及び米海軍

との連携強化を図ることを目的として実施をして

おり、この目的について日米間で一致をしており

ます。

○小西洋之君 私は、十分間伺つてるのは、ア

メリカ政府の派遣行為が武力の威嚇、国際法など

において当たると政府は考えていないのかと。

それで、考えていないんだつたらその理由をと言つ

ているんです。共同訓練とかそういう話を聞いて

いるんじゃないわけです。共同訓練の更に前提の

話を聞いているんです。

○委員長 政府統一見解を求めていただけで

よろしいでしょうか。——では、じゃ、簡潔に、

簡潔に。

○政府参考人(森健良君) 共同訓練を離れての米

国艦船の派遣ということです。

も、まず大前提として、カール・ビンソンの活動

全ての逐一の行動について、あるいは米国政府要

人の発言の逐一についてはコメントを控えさせて

いただきますけれども、全体について申し上げま

すと、先ほど申し上げましたとおり、国連憲章第二

二条四項により禁止される武力による威嚇といふ

のは、要求を入れなければ国際法上違法な武力行

使を行うとの意思、態度を示すことにより威嚇す

ることでござります。

今回、米国の対応におきましてそういうことが

あるかどうかという点でございますが、その点につきましては、私どもがすり合わせを行う中で、

米国が違法な武力行使を行う意思、態度を示して

いるということはないというふうに考えておりま

す。

したがいまして、先ほどの要件に戻つて、違法

撃群を派遣しているその行為、行為そのものが私

は武力の威嚇に当たるのではないから、事実とし

てということを伺つてあるんですけど、アメ

リカの北朝鮮に対するですね。

当たらないというか、地域の安定化のためだと

いうのは、それは目的であつて、その実際の派遣

の意思、対応に関する説明にはなつております

ので、当たらない、なぜ武力の威嚇に当たらない

と政府として考えているのか、御説明ください。

○國務大臣(稻田朋美君) 先ほど申し上げておりま

すように、目的自体は、海上自衛隊の戦術技量

の向上と米海軍との連携強化が目的でございま

す。

ただ、その効果として、日米同盟全体の抑止

力、対処力を一層強化して地域の安定化に向けた

我が国の意思と高い能力を示す、そういう効果

があるということを先ほど答弁をしたということ

でござります。

○小西洋之君 私は、十分間伺つてるのは、ア

メリカ政府の派遣行為が武力の威嚇、国際法など

において当たると政府は考えていないのかと。

それで、考えていないんだつたらその理由をと言つ

ているんです。共同訓練とかそういう話を聞いて

いるんじゃないわけです。共同訓練の更に前提の

話を聞いているんです。

○委員長 政府統一見解を求めていただけで

よろしいでしょうか。——では、じゃ、簡潔に、

簡潔に。

○政府参考人(森健良君) 共同訓練を離れての米

国艦船の派遣ということです。

も、まず大前提として、カール・ビンソンの活動

全ての逐一の行動について、あるいは米国政府要

人の発言の逐一についてはコメントを控えさせて

いただきますけれども、全体について申し上げま

すと、先ほど申し上げましたとおり、国連憲章第二

二条四項により禁止される武力による威嚇といふ

のは、要求を入れなければ国際法上違法な武力行

使を行うとの意思、態度を示すことにより威嚇す

ることでござります。

今回、米国の対応におきましてそういうことが

あるかどうかという点でございますが、その点につきましては、私どもがすり合わせを行う中で、

米国が違法な武力行使を行う意思、態度を示して

いるということはないというふうに考えておりま

す。

したがいまして、先ほどの要件に戻つて、違法

撃群を派遣しているその行為、行為そのものが私

は武力の威嚇に当たるのではないから、事実とし

てということを伺つてあるんですけど、アメ

リカの北朝鮮に対するですね。

当たらないというか、地域の安定化のためだと

いうのは、それは目的であつて、その実際の派遣

の意思、対応に関する説明にはなつております

ので、当たらない、なぜ武力の威嚇に当たらない

と政府として考えているのか、御説明ください。

○國務大臣(稻田朋美君) 先ほど申し上げおりま

すように、目的自体は、海上自衛隊の戦術技量

の向上と米海軍との連携強化が目的でございま

す。

ただ、その効果として、日米同盟全体の抑止

力、対処力を一層強化して地域の安定化に向けた

我が国の意思と高い能力を示す、そういう効果

があるということを先ほど答弁をしたということ

でござります。

○小西洋之君 私は、十分間伺つてるのは、ア

メリカ政府の派遣行為が武力の威嚇、国際法など

において当たると政府は考えていないのかと。

それで、考えていないんだつたらその理由をと言つ

ているんです。共同訓練とかそういう話を聞いて

いるんじゃないわけです。共同訓練の更に前提の

話を聞いているんです。

○委員長 政府統一見解を求めていただけで

よろしいでしょうか。——では、じゃ、簡潔に、

簡潔に。

○政府参考人(森健良君) 共同訓練を離れての米

国艦船の派遣ということです。

も、まず大前提として、カール・ビンソンの活動

全ての逐一の行動について、あるいは米国政府要

人の発言の逐一についてはコメントを控えさせて

いただきますけれども、全体について申し上げま

すと、先ほど申し上げましたとおり、国連憲章第二

二条四項により禁止される武力による威嚇といふ

のは、要求を入れなければ国際法上違法な武力行

使を行うとの意思、態度を示すことにより威嚇す

ることでござります。

○小西洋之君 政府統一見解を求めていたところでござります。

ただ、いすれにいたしましても、米国政府とし

て違法な武力行使を行うということを言つて

いることはない、というふうに承知をいたしてい

るところでござります。

ただ、いすれにいたしましても、米国政府とし

て違法な武力行使を行うということを言つて

いることはない、というふうに承知をいたしてい

るところでござります。

○小西洋之君 政府統一見解を求めていたところでござります。

ただ、いすれにいたしましても、米国政府とし

て違法な武力行使を行うということを言つて

るいはまた委員会で質問をさせていただきます。

全く承知をしておりませんけれども、もう自分の考え方で質問をしようと思つたんですねけれども、申し上げますけれども、なぜこういうことを聞くかといふと、こういうことをしてると、北朝鮮から、日本がいざというときにアメリカと一緒に武力を行使するそういう国だと思われるわけですよ、常識で。そうすると、日本には在日米軍基地があるわけですから、日本そのものが攻撃対象になるし北朝鮮の違法な武力攻撃の正当化としても使われ得るわけです。

過去の戦争の悲惨な経験から、軍事力の行使については基本的に憲法九条においてこれをを行つてはいけないと。それには、もう過去の幾多の戦争の犠牲の上の歴史の教訓が刻まれているわけでござります。

あと、これ質問もしようと思つたんですけれども、この共同訓練は当然あらゆる実力行使のための技術の向上だと思われますので、技術の向上の中に集団的自衛権などが含まれるのであれば、この共同訓練自体が過去の政府見解に照らしても違憲となるというところでございます。

じゃ、ちょっともう残り時間が限られておりますので、じゃ、武器等防護について伺わせていました

だいたいと思ひますけれども、先日、「いづも」ですね、ヘリコプターを積むその「いづも」が、一番大きな護衛艦の「いづも」がアメリカの補給艦に武器等防護をしたという報道が一斉になされました。しかし、政府はそれに対し説明を拒否しております。ところが、実は、これについて政府は明らかにしていなかつたんですねけれども、「いづも」はその補給艦と共同訓練をした。また、「いづも」の後に派遣をされた護衛艦一隻もその補給艦と実は共同訓練をしたというふうにしているわけでございますけれども、そうした共同訓練を行つたという、行つたかどうかだけ、一言でいいですから、事実関係をお願いいたします。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。
海上自衛隊の護衛艦「いづも」と「さざなみ」

きます。

でございますが、五月一日から三日まで関東南沖から南西諸島東方沖に至る海域において米海軍の補給艦とともに海上自衛隊の戦術技量の向上及び米海軍との連携強化を目的として各種戦術訓練を行つたところでございます。

○小西洋之君 伺いたいんですけども、共同訓練をするような船に、一般論として結構なんですかけれども、この九十五条の二の防護ですね、共同訓練を現にやつているときに、それが何かに襲われたときに防護するという立て付けになつてますけれども、その共同訓練を一緒に計画としてやるようなところで元々防護の必要というのが一般的論として生じ得るんでしょうか。

分かりますか。共同訓練をやつているときに不測の事態で防護というのが九十五条の二項ですけれども、これ自体私は違憲の条文だと思ってますけれども、今回の報道と今の答弁併せると、共同訓練やつてある最中にこの防護もやつていていたということになると、そもそも防護の必要性といふのは一般論として、そういう場合つてありますけれども、これは一概論として、そういう場合つてあります。

○委員長(宇都隆史君)

時間ですので、簡潔に答弁願います。

○政府参考人(前田哲君) お答えいたします。

九十五条の二に基づく武器等防護でございますが、これは自衛隊と連携して従事する活動が我が国の防衛に資する活動に当たつては、そういう米軍を防護する規定であります。

どのような行動が我が国の防衛に資する活動になるかということについても、これは政府として見解を既に申し上げておりますけれども、実は、条文の中にも共同訓練を含むということも明記をいたしております。したがつて、共同訓練をやつているときにつきこの九十五条の二による防護を掛けないこと、これはあり得るというふうに考えてございます。

○委員長(宇都隆史君) 時間です。

○小西洋之君 終わりますが、政府の答弁が答弁になります。